

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成26年4月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
木崎コミュニティセンター	新潟市北区木崎 3227	ホールA及びB	206.40	平成26年4月10日
		会議室	56.90	
		和室	36.60	
岡方コミュニティセンター	新潟市北区長戸呂 4601	ホール1及び2	156.00	
		和室1及び2	35.30	
		会議室	53.00	
長浦コミュニティセンター	新潟市北区長場 1834-1	多目的ホールA及びB	169.40	
		会議室	50.10	
		講座室	16.50	
		和室1及び2	41.30	
早通コミュニティセンター	新潟市北区早通 37-1	小会議室	25.70	
		学習室	71.20	
		講座室	29.30	
		講堂	181.30	
		和室	93.60	